

# 眉山ロープウェイ

安全報告書 2009



社団法人 徳島市観光協会

## 利用者の皆様へ

社団法人徳島市観光協会の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。当協会は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆さまからの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

社団法人徳島市観光協会

会長 近藤 宏章

## 安全基本方針

徳島市観光協会の索道事業において職責の第一は、安全の確保です。

「安全基本方針」を次のように掲げ、会長以下職員に周知、徹底しております。

- ① 一致団結して輸送の安全の確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

## 平成20年度 事故・障害に関するご報告

### 1. 索道運転事故

事故の発生はありませんでした

### 2. 自然災害

自然災害はありませんでした

※強風による運行休止は、《9日間、延べ51時間》でした。

### 3. インシデント(事故の兆候)

インシデントの発生はありませんでした

## 安全確保のための取り組み

### 安全重点施策

#### 1. 索道施設の安全対策

安全運行を保つため、定期検査を確実に実施

眉山ロープウェイでは運行開始前点検を実施し、異常が無いことを確認してから運行を行っています。また、定期検査(1ヶ月・12ヶ月)を関係法令及び【整備細則】に基づいて実施しています。

#### 2. コンプライアンスの徹底

教育・訓練を実施し、法令・規程・規則等の遵守を徹底する。

安全基本方針と関係法令の遵守の徹底を図るため、職員に対して職務内容に応じて、安全管理規程や関係法令等の教育を実施し、安全最優先の徹底を図っています。

### 3. 係員のミスによる事故防止

定期的に勉強会を実施し、問題点・周知事項を伝達して事故防止に努める。

事故防止と不測の事態・事故に備えるため、職員に対し計画的に教育・訓練を実施し、事故防止ならびに人材の育成に努めています。

情報収集(保安情報収集・ヒヤリハット報告)

他事業者の事故・不具合情報を収集し、教育訓練に活用して情報の共有化を図っております。また、現場からのヒヤリハット事例報告に対して原因を追及し防止対策を講じています。

#### 緊急時対応訓練

眉山ロープウェイでは定期点検(12ヶ月点検)時に、救助装置の点検及び使用手順等を確認しております。

2008年度は平成21年2月9日、徳島市観光協会・徳島市消防局合同救助訓練を実施いたしました。



救助員登はん



乗客救出



乗客降下



予備原動機操作手順訓練



## 安全のための投資と支出

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・修理を行っています。

2008年度においては、原動滑車ゴムライナー交換と、握索機（搬器とワイヤーロープを固定する部分）をオーバーホールしました。

また、原動滑車磁粉探傷検査を実施し、溶接接合部に亀裂等の欠陥が無いことを確認しております。



原動滑車ゴムライナー交換作業



原動滑車ゴムライナー交換作業



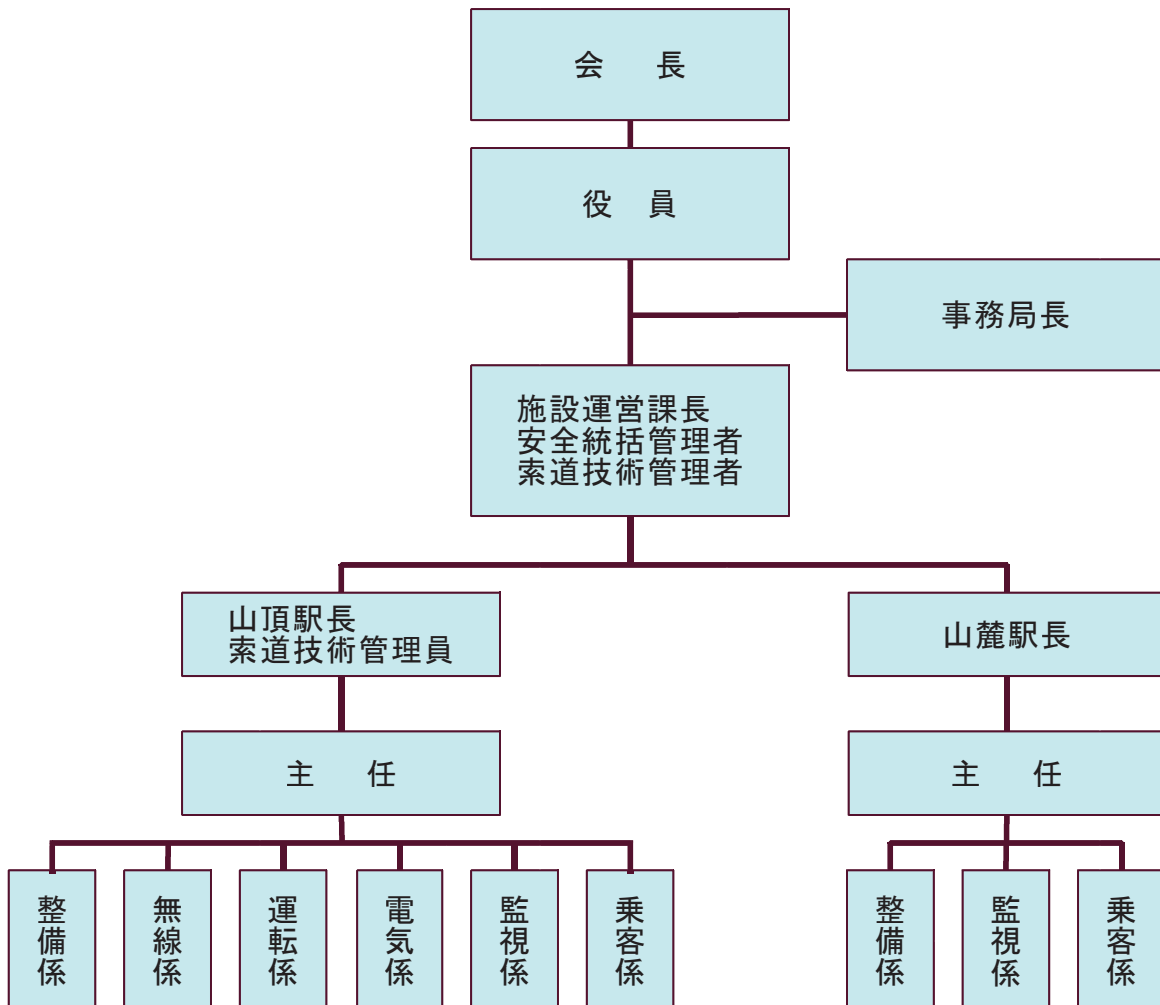
磁粉探傷検査



握索機組み立て作業

## 当協会の安全管理体制

会長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



### 各管理者等の役割

役職名	役割
会長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括する
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する
事務局長	索道事業の輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事、財務に関する事項を統括する

## お客様へのお願い

### ロープウェイ乗車時のお願い

- ① 客車扉の開閉時にご注意下さい。
- ② 危険物の持ち込みは禁止されております。
- ③ 改札後は係員の指示に従ってください。
- ④ 飲酒酩酊等、公の秩序又は善良の風俗に反するような行為があり他の乗客に迷惑を及ぼすおそれのある場合には、乗車をお断りすることがあります。
- ⑤ 悪天候により運行を見合わせる場合があります。ご迷惑をお掛けすることもあるかとありますが、ご理解をお願いします。

## 安全報告書等に対するご意見について

索道事業における安全報告書の内容や、安全への取り組みに対するご意見をお寄せ下さい

社団法人 徳島市観光協会

眉山ロープウェイ

TEL: 088-652-3617

FAX: 088-611-1612

E-mail: [bizan\\_ropeway@awaodori-kaikan.jp](mailto:bizan_ropeway@awaodori-kaikan.jp)